

第 29 期目録委員会記録 No.7

第 7 回委員会

日時：2003 年 11 月 22 日（土）14～17 時

場所：日本図書館協会 5 階会議室

出席：永田委員長、白石、原井、平田、古川、増井、茂出木

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 「図書館目録・メタデータの動向」(4 ページ-A4、永田委員長)
2. 第 2 章 (和古書、漢籍を含む)(案)(25 ページ-A4、増井委員)
3. 第 2 章 2.7.4 (和古書、漢籍に関する注記)(4 ページ-A4、増井委員)
4. 「書誌的事項の付記・補記について」(5 ページ-A4、増井委員)
5. 「学術雑誌総合目録和文編データ作成マニュアル」より (2 ページ-A4、古川委員コピー)
6. 第 13 章 継続資料 (案)(42 ページ-A4、原井委員)
7. 「本日のポイント」(第 13 章改訂)(11 ページ-A4、原井委員)
8. 「用語解説抜粋」(4 ページ-A4、原井委員)
9. 21.2 Changes in titles proper (AACR2 Rev.2002 より) (6 ページ-A4、増井委員)
10. 第 29 期目録委員会記録 No.6 (46 ページ-A4、事務局)

[報告事項]

- ・ 11 月 21 日に国立国会図書館で開催された第 4 回書誌調整連絡会議 (テーマ:「名称典拠のコントロール」) について古川委員より報告があった。
 - ・CJK ワークショップについてと共同典拠コントロールの考え方についての一般報告 2 件が行われた後、各機関からの事例報告があった。
 - ・続いて、国会図書館より 全日本典拠総合データベース (仮称) の構築についてと個人情報取り扱いについてが問題提起られ、ラウンドテーブル (自由討議) が行われた。
 - ・ラウンドテーブルでは、データ交換のプロトコル、スケジュール、1 日あたりの登録数、典拠コントロールの範囲 (地名や個人件名、特に統一タイトル) 等について意見交換が行われたが、著者名の識別とプライバシーに関する意見交換は、時間切れで行われなかった。

この報告に関連して、次のような意見があった。

・バーチャル典拠という考えがある一方、日本の場合は国会図書館による統一集中型でいいのか。

・典拠の問題はタイトルや著者名だけではなく、利用者にとってのアクセスの便を考えると、概念や出来事などは図書館界だけの閉じた世界でのみの議論では収まらないのではないか。

[検討事項]

1. 第2章和古書・漢籍関連規定の改訂について

増井委員より、提出資料について次の説明があった。

前回の指摘に基づいて訂正した。本文中の「和古書・漢籍については、」の「和古書・漢籍」の部分を実字にするかどうかは、第13章での表記と合わせたい。記述対象、記述対象資料、記述対象図書の3つの表現が混在していたので、今回は「記述対象」に揃えたが、「記述対象」と「記述対象図書」は使い分ける必要があるかもしれない。付記、補記について整理し、表にまとめた。

次いで、以下の議論及び指摘があった。

- ・記述対象と記述対象図書は、どのように使い分けられているのか
- ・実際のことを指しているときは記述対象図書という表現を使っていたようだが、気持ちの要素が強いので記述対象で統一してかまわないだろう。
- ・「図書の中に」の表現は「図書に」で揃えるべきではないか。
- ・「図書に」という表現は和古書・漢籍ではなじまないが、今後は全般的に「記述対象」というような抽象的な表現で統一していくほうが良いかもしれない。
- ・今後第2章をどのように発表していくかだが、「改訂」とまでは言えないので、和古書・漢籍に関わる部分を追加し、併せて他の部分との整合を図り、例示を追加したという形で、この章の新しいバージョンとして発表することになるだろう。
- ・2.0.3.2Cは、2.0.3.2Aの前に持ってきて、2.0.3.2A、2.0.3.2Bを順次繰り下げる。
- ・番号体系について「2.0.3.2C(和)」の表示に統一してはどうか。
- ・「(和)」ではなく、漢籍も一般的には「(古)」の方がなじみやすいのではないか。

・2.1.1.1A

書誌的巻数をアラビア数字に置き換えてタイトルの一部として記録するケースと、タイトルとして巻数をアラビア数字には置き換えずに情報源そのままに記録するケースが混乱してしまうのではないか。

「巻数を含めてタイトルとして記録する場合は、」は巻数ではなく巻次ではないか。

書誌的巻数と巻次のちがいが明確になっていないのではないか。

一つの文章中で「タイトルの一部として、・・・タイトルの後にスペースに続けて」としているのは、矛盾している。

「現存巻数を丸がっこ()に入れて」「現存巻数のみを丸がっこ()に入れて」

の部分は、「現存巻数を丸がっこ (()) に入れ、「存」字を先立てて」「現存巻数のみを丸がっこ (()) に入れ、「存」字を先立てて」にそれぞれ改める。

「アラビア数字に置き換えることはせず・・・」には 2.0.6.4 (数字の記録) への参照をつける。

・ 2.1.1.2B

「図書中のどこにも」は「図書のどこにも」に改める。

・ 2.1.1.2C、2.1.1.2D

内容細目をどう性格づけるかが問題ではないか。他の注記と横並びのものとしてとらえるか、下位の著作に関するものとして、他の注記とは別のものととられるか。

NACSIS - CAT の CW フィールドはどういう位置づけであるか。

AACR での“with 注記”的なものを NCR でも規定していくことが必要か。“with”を日本語で表現すると合集か？「その他の著作」「その他の内容」か。

今後は内容細目を下位の著作に関するものに位置付ける方向としたい。

・ 2.1.5.1C

2 行目の「記述対象資料」の「資料」は削除する。

・ 2.2.1.1D

「版の判断が困難である場合は、」の「は」は削除する。

以前の文章の意味は変えないのであれば「注記に記録する。」は「注記に記録することができる。」に改める。

・ 2.4.1.1C

出版地と出版者の組み合わせは、出版地がキーになる。

2.4.1.1C の (和) 部分は独立した項で書いた方がいいのではないか。また、2.4.2.1D への参照をつける。

出版地は省略せず全て記録することを明確にすべきではないか

・ 2.4.2.1D

最終行の「他は[ほか]と補記して省略する。」は、「他は「[ほか]」と補記して省略する。」に改める。

例の書き方は改行しない方がいいのでは。

・ 2.4.3.1D

「印行年が判明した場合は、」の「は」は削除する。

寛政 4 年が 2.4.3.1D では 1789 年、2.4.3.2E では 1792 年になっているので、正しい方に統一する。

・ 2.7 注記

「必要に応じて」「必要があるときは」等の言い回しは、第 13 章と一致させる。

・ その他、古川委員より次の指摘があった。

2.0.6.3A - 「字数不明の時は」は「字数も不明なときは」に改める。

- 2.0.6.4 - 「タイトルおよび責任表示」は「タイトルと責任表示」に改める。
- 2.1.1.2B - 「その旨注記に」は「その旨を注記に」に改める。
- 2.1.5.2G - 「責任表示には」は削除する。
- 2.2.0.1 - 「書誌的事項と、その記録順序は」は「書誌的事項とその記録順序は、」に改める。
- 2.4.1.2A - 例に対するコメントは改行する。
- 2.4.2.2A - 「姓名の表示等そのまま」は「姓名の表示等をそのまま」に改める。
- 2.4.3.2E - 出版年の最後の例は[清代]ではないのか？ 検討の結果、[清]のママとしたい。
- 2.5.1.2H - 文章中に「冊」の他に第 10 章別表・付・・・と参照先が挿入されているのは、明快でないので、「冊」以外の単位も使用できる。(第 10 章別表・・・参照)」の形式に改める。
- 2.5.3.2E 任意規定 - 第 2 文「尺・寸等の単位や糶等の表記は使用しない。」は、本則の末尾に入れる。
- 2.7.4.1 オ) - 「その旨注記に」は「その旨を注記に」に改める。

2. 第 13 章の改訂について

原井委員より、提出資料について次の説明があった。

前回からの改訂部分は配布資料 7「本日のポイント(第 13 章改訂)」の 1 にまとめたが、特に今回はその、についてご意見をいただきたい。2 の複製物に関する規定を A 案、B 案にまとめた。原井委員としては B 案のほうがすっきりしていると思っているが、各委員の意見をいただきたい。軽微な変化とみなす例について、別紙 2 にまとめた。例示を含めてご意見をいただきたい。別紙 3 に章を横断する諸問題をピックアップした。13 章の改訂をどういう形で公表するかにもよるが、全体に関わる問題として検討が必要ではないか。

次いで以下の議論を行った。

- ・ 章を横断する問題は、公表時に最低限の整合性をとらないといけないだろう。特に、2.5.1.2D の加除式資料に関わる項等は第 13 章に合わせて削除が必要になる。
- ・ タイトルチェンジについて、規則上も軽微なものは採らない方向とすべきだろう。
- ・ 国会図書館内の業務マニュアルの項目や例を拝借することは問題ないか。
国会図書館としては問題ないと思う。
- ・ 軽微なタイトルチェンジの例については、国会図書館と NII での運用事例でかなり違う部分があるかどうか、突合せが必要ではないか。特に別紙 2 の 13.1.1.3A のウ)ケ)コ)をどうするかがポイントである。
- ・ 複製物の情報源に関する規定を変更すると、NII の学総目でのデータ作成マニュアルの根拠がなくなるが(配布資料 5 を参照)、NII はそれでいいのか。

次回の検討課題とする。

- ・ 13.1.0.3 「複製物のタイトル等」

「等」はあいまいなので削除の方がいいと思うが、元来 1987 年版では「等」は付いておらず、改訂初版で追加された経緯があるようだ。何か理由があるのではないか。今回の案で「等」を削除するか否かの判断にあたって、その理由を確認する必要がある。

[前回の委員会記録の修正]

第 6 回委員会の記録について下記のとおり訂正することとなった。

- ・ p.2 「今後はできるだけ使用する方向とし例示を入れ替える。」
「今後は、出版地・出版者・出版年を記載した例示を付け加える。」
- ・ p.3 「逐次刊行物と更新資料の識別の表示をもっと明確にしてほしい。」
「逐次刊行物と更新資料の識別の書き分けをもっと明確にしてほしい。」
- ・ p.3 「電子ジャーナルの目録をとらない図書館が多い。項目を立てて第 9 章へ参照する。」
「項目を立てて」以下を削除する。

[次回以降の委員会スケジュール]

- ・ 12 月 20 日(土)
- ・ 1 月 24 日(土)
- ・ 2 月 28 日(土)

を候補日とし、永田委員長のスケジュールを再確認の上、決定する。

以上